

千葉市からの事務連絡事項

【幼保運営課】

担当

1 令和6年4月一斉入所について

令和6年4月一斉入所に向けて、入所選考基準の変更点等について周知いたします。

<対象>全園

[管理班]

佐々木・矢部

TEL:043-245-5726

2 保育所等における常勤保育士等及び短時間保育士等の定義について

保育所等における常勤保育士等及び短時間保育士等の定義について、「公定価格に関するFAQ（よくある質問）Ver. 23」が国から示されたことに伴い、給付費及び配置基準補助金（補助対象：施設型）の取り扱いについて、ご連絡いたします。

[助成第二班]

角田・尾関

TEL:043-245-5735

[助成第一班]

渋谷

TEL:043-245-5729

(1) 常勤保育士の定義について

定義① (変更後)	各園の就業規則において定める勤務時間を超える者
定義② (変更前)	各園の就業規則において定める勤務時間を超える者、または、園の就業規則に到達しない場合で1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者

(2) 給付費及び配置基準補助金算定上の取扱いについて

今回の国通知及び「令和5年6月14日付事務連絡」を踏まえ、給付費及び補助金の各月の取り扱いを下表のとおりといたします。

7月～9月の常勤保育士の取扱いは、今回の国通知では定義①によるのが原則となりますが、本市での給付費の算定上の取扱いに関しては、既に定義②を適用することについて通知済みであり、定義①の運用に再度変更することで各園に不利益が生じないように、7月～9月の給付費のみ定義②を適用することといたします。

対象年度	対象月	<給付費>	<配置基準補助金※>
令和4年度	4月～3月	定義①	定義①
令和5年度	4～6月	定義①	定義①
	7～9月	定義②	定義①
	10月～	定義①	定義①

※補助対象は施設型（地域型は対象外）となります。

<対象>

(1) 給付費

保育園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所
幼稚園

(2) 配置基準補助金

保育園、認定こども園

<適用日>

令和5年10月1日（日）

※保育の提供時における常勤保育士の定義について

令和5年4月27日付「保育所等における常勤保育士及び短時保育士の定義について（通知）」からの変更はございませんので、ご注意ください。

3 処遇改善等加算Ⅲ起点賃金水準について（変更点）【資料なし】

[助成第二班]

処遇改善等加算Ⅲ起点賃金水準の考え方について、令和5年9月7日の千葉市民間保育園協議会連絡会議において説明した内容から変更点がございますので、ご連絡いたします。

岡野・尾関

TEL:043-245-5735

【加算前年度の起点賃金水準について】

<変更前>

処遇Ⅲ賃金改善額のうち、加算翌年度に職員へ賃金改善を行った金額については、加算前年度の起点賃金水準に含まれない

<変更後>

処遇Ⅲ賃金改善額のうち、加算翌年度に職員へ賃金改善を行った金額についても、加算前年度の起点賃金水準に含まれる

※起点賃金水準の取り扱いについて、現時点では予定であること
あらかじめご了承ください

<対象>全園

【幼保指導課】

担当

4 外国人児童・保護者対応のための職員派遣について

[人事管理班]

千葉市公立保育所では外国語の話すことのできる保育補助職員を配置しており、市内保育園等への派遣も可能です。よろしければ活用のご検討をお願いいたします。

広川

TEL:043-245-3188

<対象>全園